八代市監査委員公告第４号

地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成３１年４月２３日

八代市監査委員　江　﨑　眞　通
八代市監査委員　上　原　　治
八代市監査委員　増　田　一　喜

定期監査結果に対する
措置状況報告書

（平成31年4月）

八代市監査委員

目　次

措置状況報告書

【平成２９年度分】

◆　教育政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
◆　生涯学習課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
◆　文化振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

【平成３０年度分】

◆　鏡支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
◆　泉支所地域振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
◆　教育政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
◆　下水道総務課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
◆　農林水産政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
◆　農業振興課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
◆　フードバレー推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
◆　農地整備課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
◆　農業委員会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
◆　健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
◆　障がい者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
◆　国保ねんきん課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

八市教政第９４０号
平成３１年３月２８日

八代市監査委員　様

八　代　市　教　育　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　教育政策課
監査対象年度　　平成２８年度
監査実施期間　　平成２９年５月１７日　～　平成２９年５月３１日

指摘事項	中学校、支援学校、幼稚園における現金の取り扱い(口座管理を含む)については、市からの預かり金、給食費や教材費等の保護者からの徴収金、外部団体から受領する助成金等、多くの種類があり、長期間保管されているものもあった。各学校・各幼稚園で徴収金等取扱マニュアルが作成されていたが、そのとおりに事務が行われていない、マニュアル内容に不備がある等、管理体制が十分とは言えない事例が見られた。 教育委員会においては、学校管理下における公金の取り扱いについて、適切かつ実効性のあるマニュアルとなっているか確認を行うとともに、マニュアルに沿った事務処理となるよう指導を行っていただきたい。 学校・幼稚園においては、現金取扱体制の再確認を行うとともに、教育委員会の指示に基づき適正な管理を行っていただきたい。
改善内容	教育政策課において、「学校現金管理システム」を作成し、各学校に配付してこれに基づく事務処理を行うよう指導しています。 また、各学校の公金の取扱いマニュアルが適切なものとなっているか、現行マニュアルの確認及び不備があった場合の修正等について、平成30年8月23日付け八市教政第438にて依頼を行い、内容の確認、修正指導を行いました。

八市教生第 1154 号
平成 31 年 3 月 26 日

八代市監査委員　様

八　代　市　教　育　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　生涯学習課
監査対象年度　　平成２８年度
監査実施期間　　平成２９年１１月２０日　～　平成２９年１２月１５日

指摘事項	②　平成２８年度に交付され、補助金額が確定していた八代市社会教育施設（自治公民館）整備費補助金が、平成２９年度において、実施事業が補助対象外であると認められたため、交付取り消しとなり、全額返還されていた。補助金の申請時及び実績報告時には補助対象の適否について十分に確認を行っていただきたい。また、交付事務は八代市社会教育施設（自治公民館）整備費補助金交付要綱に基づき行われているが、要綱には修繕以外の補助対象となる経費が具体的に定められていなかった。補助金は、関係要綱等に基づき、実績報告書等により補助対象経費等の内容を精査し、交付額を決定するものである。今後は、修繕以外の補助対象となる経費について、要綱等で具体的に定め、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。
改善内容	②　指摘のあった八代市社会教育施設（自治公民館）整備費補助金について、今後以下のように徹底した確認体制をとることにしました。 １．交付申請書受理時 （１）補助金交付申請書の見積書の確認を徹底します。 （２）補助金交付申請書に修繕前の写真を必ず添付させます。 （３）当該整備等について町内会として承認が得られていると認められる資料の提出を徹底します。 ２．実績報告書提出時 （１）施工内容が申請内容と相違ないかを確認します。 （２）修繕途中、修繕後の写真を添付させます。 （３）領収書、請負契約書等の書類の確認を徹底します。 ３．現地確認実施時 （１）修繕内容が報告書通りとなっているか現地を確認します。 ４．修繕以外の補助対象となる経費の明記について （１）修繕以外の補助対象となる経費について要綱等で具体的に定めるようにとのことでありましたので、別紙１のとおり要綱の一部改正を平成 31 年 3 月 18 日の法令審議会へ提出し承認され、平成 31 年 4 月 1 日交付予定です。 なお、具体的な備品の明記については、内規を別紙２のとおり、平成 31 年 1 月 10 日付けで定めました。

八市文振厚第３２号
平成３１年３月１５日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　文化振興課
監査対象年度　　平成２８年度
監査実施期間　　平成３０年１月９日　～　平成３０年２月１日

指摘事項	②　厚生会館等の自主文化事業入場券販売代金について、多額の現金が会館等の金庫に長期間保管され、公演後に一括入金されていた。 　このことについては、平成２７年度定期監査において同様の指摘を行っていたが、十分な改善がみられなかった。 　歳入金を収納したときは、八代市会計規則第１４条に基づき、収納した日の翌日（休業日を除く。）までに指定金融機関等に払い込まなければならない。 　今後は、収納後速やかに払い込みを行うなど、八代市会計規則や公金等取扱マニュアルに基づき、適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	②　指摘のあった厚生会館等の自主文化事業入場券販売代金については、八代市会計規則第１４条に基づき、収納した日の翌日（休業日を除く。）までに指定金融機関等に払い込むように改善しました。 　また、厚生会館等の公金等取扱マニュアルの内容について再度検討を図り、会計規則に即したものに改正しました。

八市鏡地第 183-1　号
平成 30 年 9 月 13 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　鏡支所地域振興課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年４月１３日　～　平成３０年５月１４日

指摘事項	① 領収書について、次のような不適切な取り扱いがあった。 ・金額が訂正されているもの ・領収書番号が重複しているもの ・筆跡が消せるボールペンで記載されているもの ・書き損じの処理が適切でないもの 「会計事務の手引き」に基づき適正な取り扱いを行っていただきたい。
改善内容	「会計事務の手引き」に基づき適正な事務を行います。 ・金額が訂正されているもの →金額の訂正はせずに書き損じの処理を行うとともに新たに発行するよう改めました ・領収書番号が重複しているもの →領収書を発行する際、番号の確認をし、間違えて記入した場合は書き損じの処理をおこない新たに発行するよう改めました ・筆跡が消せるボールペンで記載されているもの →筆跡が消せるボールペンの使用は禁止しました ・書き損じの処理が適切でないもの →「会計事務の手引き」に準拠し書き損じの処理は原符と領収書に斜線を引き、折り込み、ホチキス止めをするよう改めました

八市鏡地第 183-2　号
平成 30 年 9 月 13 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　鏡支所地域振興課

監査対象年度　　平成２９年度

監査実施期間　　平成３０年４月１３日　～　平成３０年５月１４日

指摘事項	②鏡支所地域振興課で会計事務を行っている「ふる郷愛鏡祭実行委員会」において、次のような不適切な取り扱いがあった。 ・現金で受け取る収入について、領収書控えが保管されていないもの ・小口現金出納簿が作成されていない ・支出伺の起案前に、口座から出金されているもの ・領収証が金額のみで支出内容が不明なもの ・職員による長期の立替払が行われているもの ・出納簿と通帳残高の管理職による定期的な確認が行われていない ・通帳、印鑑が一緒に保管されていた 準公金の取り扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適切な取り扱いを行って頂きたい。
改善内容	準公金の取り扱いについては、共通指摘事項の記述に留意し、適切な取り扱いになるよう改善しました。 ・領収書の発行をする際は、その控えを保管し収入伺の根拠資料としました ・小口現金については専用の出納簿を作成しました ・支出伺の決裁後に、出金するよう事務の流れを見直しました ・支出内容がわかる領収証を受領するよう改めました ・原則、職員による長期の立替払をしないようにし、立替払を行った際には、速やかに職員へ支払うようにしました ・管理職による出納簿と通帳の確認を適時行うよう改めました ・通帳と印鑑は、別々の場所に保管しました 今回の指摘事項を含め、適正な事務執行に向け、管理監督者による確認、複数職員によるチェックを行なうとともに、職場内研修を行い、職員の業務に対する、正確性、責務についての意識改革に取り組みます。

八市泉地第 380　号
平成 31 年 2 月 27 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　泉支所地域振興課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年　４月１３日　～　平成３０年　５月１４日

指摘事項	④山岳遺産活動支援受入体制整備事業にかかる委託について、仕様書が作成されておらず、八代市標準業務委託契約書により契約が行われ、業務内容が不明瞭なものとなっていた。また、業務報告を行うこととなっているにもかかわらず、業務報告が行われていなかった。 その他複数の業務委託においても、同様に業務報告が行われていないものがあった。 業務委託は、仕様書及び契約書において契約内容を明確にし、契約内容に従い、実績を確認したうえで適正な委託料の支払いを行う必要がある。 今後は、委託内容、実績の確認方法等について明確に定め、仕様書及び契約書に記載を行い、実績報告書の精査により、適正な支払いを行うようにしていただきたい。 ⑥泉支所地域振興課で会計事務を行っている複数の各種団体の会計事務において、次のような不適切な取り扱いがあった。 ・職員による長期の立替払が行われていた ・立替払を行った領収証の金額より少額の支払が行われ、職員の一部負担となっていた 準公金の取り扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適切な取り扱いを行っていただきたい。

改善内容	④山岳遺産活動支援受入体制整備事業にかかる委託については、業務内容や業務報告、支払い方法などを明確にした仕様書を作成し、契約を締結しました。また、本年度前期分については、実績報告を精査し、適正な支払いを行いました。後期分においても、前期分と同様に適正な支払いを実施いたします。 「ふれあいセンターいずみ管理運営委託」「八代市農林産物流通加工施設管理運営委託料」「八代市五家荘観光施設管理運営委託料」については、契約書の業務報告で記載しています「毎月の報告書」を委託者から提出してもらうように取り決めました。今後は、管理業務が適正に行われたかを報告書で確認するとともに、適正な会計処理を行います。 ⑥職員の立替払いについては、原則禁止します。緊急的な理由などで立替払いを行う場合は、速やかに支出伺いを行うようにします。また、職員の負担にならないように、適正な支払い事務を行います。なお、観光係が会計事務を行っている、「五木五家荘県立自然公園連絡協議会会計」「九州中央山地観光推進協議会会計」「ヤマメつかみ取り大会実行委員会会計」「泉町紅葉祭実行委員会会計」「泉町観光協会会計」は、平成 30 年 9 月に公金等取扱いマニュアルを作成し、適正な管理処理を行います。

八市教政第９４０号
平成３１年３月２８日

八代市監査委員　様

八　代　市　教　育　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　教育政策課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年５月１６日　～　平成３０年６月５日

指摘事項	小学校における現金の取り扱い(口座管理を含む)については、市からの預かり金、給食費や教材費等の保護者からの徴収金、外部団体から受領する助成金等、多くの種類がある。各学校で徴収金等取扱マニュアルが作成されていたが、そのとおりに事務が行われていない、マニュアル内容に不備がある、マニュアルの所在が不明等、管理体制が十分とは言えない事例が見られた。 教育委員会においては、学校管理下における公金の取り扱いについて、適切かつ実効性のあるマニュアルとなっているか確認を行うとともに、マニュアルに沿った事務処理となるよう指導を行っていただきたい。 学校・幼稚園においては、現金取扱体制の再確認を行うとともに、教育委員会の指示に基づき適正な管理を行っていただきたい。
改善内容	教育政策課において、「学校現金管理システム」を作成し、各学校に配付してこれに基づく事務処理を行うよう指導しています。 また、各学校の公金の取扱いマニュアルが適切なものとなっているか、現行マニュアルの確認及び不備があった場合の修正等について、平成30年8月23日付け八市教政第438号にて依頼を行い、内容の確認、修正指導を行いました。

八市下総業第６７５号－１

平成３１年３月２２日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　下水道総務課

監査対象年度　　平成２９年度

監査実施期間　　平成３０年６月７日　～　平成３０年７月６日

指摘事項	①受益者負担金（分担金）の督促手数料について、督促状を発送しているにもかかわらず督促手数料を徴収していなかった。 　八代市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例により、納入を督促したときは、督促手数料を徴収することとなっている。 　今後は、条例に基づき督促手数料を徴収していただきたい。
改善内容	督促手数料を徴収できるよう関係システムの改修を行いました。 　なお、平成３１年度受益者負担金（分担金）賦課分から督促手数料を徴収することとし、会計管理者、各支所及び各出張所、並びに市内各金融機関へ文書にて依頼をしました。

八市下総水第６７５号－２

平成３１年３月２２日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　下水道総務課

監査対象年度　　平成２９年度

監査実施期間　　平成３０年６月７日　～　平成３０年７月６日

指摘事項	②量水器の購入について、下水道では使用できない機器を発注し購入していた。 　備品等を購入する際には、担当者のみならず決裁者においても確認を行い、誤発注防止のため、チェック体制を強化し適正な事務処理を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった下水道では使用できない量水器の発注及び購入については、発注前の決裁者の確認を徹底するとともに、決裁前に担当者以外の職員が確認作業を行うように改善しました。 　今後は、誤発注防止のため、細心の注意を払いながらチェック体制の強化に努め、適正な事務処理を行っていきます。

八市農政第１０５２号
平成３１年３月２８日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　農林水産政策課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年　９月１９日　～　平成３０年１０月１７日

指摘事項	農林水産政策課において、多くの補助金を取り扱われているが、概算払が３月末に行われているものが複数見られた。 概算払は経費の性質上支出すべき債務金額の確定前において支払いをしなければ事務に支障を及ぼすような経費に認められており、事業に必要な資金を要する場合に請求することができるものである。 事業補助については、真に概算払による補助金の支払いが必要な事業であるか検討していただきたい。概算払が必要な補助金については、適切な時期に支払いを行うようにしていただきたい。
改善内容	指摘のあった補助金交付手続きについては、取り扱う補助事業毎に、真に概算払による補助金の支払いが必要な事業であるか検討し、概算払が必要な補助金については、早い時期に支払いを行い、年度末に支払うものについては、特別な事情でない限り、基本的に通常払いで行うよう改善しました。

指摘事項	農林水産政策課において販売している農業振興地域整備計画書（５，０００円／冊）について、残数の把握がされていなかった。 農業振興地域整備計画書は販売に供する物であるため、定期的に残数を確認し、紛失等がないよう適正な在庫管理を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった農業振興地域整備計画書の残数把握については、管理簿を備え付け、定期的に残数を把握し、適切な在庫管理を行うよう改善いたしました。

指摘事項	農林水産政策課で会計事務を行っている「八代市担い手育成総合支援協議会」では１名の事務補助職員を雇用しているが、平成２９年４月から７月までの賃金４ヶ月分が、まとめて８月に支払われていた。 労働基準法第２４条により、賃金は毎月１回以上、一定期日を決めて、全額を支払わなければならない。 今後は法令等を遵守し、賃金を適切な時期に支払うようにしていただきたい。
改善内容	指摘のあった賃金支払いについては、平成 30 年度より、遅延の無いよう毎月支払いを行うよう改善しました。

指摘事項	坂本農林水産地域事務所が行った八代市生活館転落防止柵修繕の見積徴取において、指名業者以外の２者が選定されており、不適正な業者選定となっていた。 この修繕は執行予定額が５０万円を超えており、指名業者から選定するべきであった。 今後は、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な業者選定を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった八代市生活館転落防止柵修繕の見積徴取については、指摘のとおり不適正な業者選定を行っていました。今後は、八代市契約規則及び「随意契約の手引き」に基づき、適正な業者選定を行い、事務を執行するよう改善します。

指摘事項	東陽農林水産地域事務所が行った複数の工事の随意契約において、次のような不適切な見積業者の選定が行われていた。 ・同じ３者を選定しており、固定化が見られるもの ・指名業者以外の者が選定されているもの ・小規模工事について、小規模工事等契約希望者名簿に登録されていない者が選定されているもの 発注課において見積業者の選定を行う際は、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、「見積業者の選定について（平成３０年７月３日付け八市契第４４９号）」を参考に、適正な選定を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった工事の随意契約については、「見積業者の選定について」を参考にし、指名業者の中から選定し見積徴収業者の偏りや固定化がないよう改善いたします。 また、「随意契約の手引」に基づき適正な業者選定を行うよう改善します。

八 市 農 振 第 ２ ４ 号
平 成 ３ １ 年 ４ 月 ３ 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　農業振興課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年１０月２２日　～　平成３０年１１月１４日

指摘事項	①　農業振興課において、多くの補助金を取り扱われているが、概算払が３月末に行われているものが複数見られた。 　概算払は経費の性質上支出すべき債務金額の確定前において支払いをしなければ事務に支障を及ぼすような経費に認められており、事業に必要な資金を要する場合に請求することができるものである。 　事業補助については、真に概算払による補助金の支払いが必要な事業であるか検討していただきたい。概算払が必要な補助金については、適切な時期に支払いを行うようにしていただきたい。 ②　補助金の交付事務について、概算払請求を受け付けたものの支払事務が行われず、支払遅延と思われるものが複数見られた。 　補助金交付については、申請に基づき、条件等を確認し、適時適切に支払いを行う必要がある。 　概算払請求は事業に必要な資金を要する場合に提出されるため、請求書の受付後は速やかに支払事務を行い、請求者の不利益とならないようにしていただきたい
改善内容	①　指摘のあった補助金の交付手続きについては、補助事業ごとに真に概算払による補助金の支払いが必要であるか検討し、概算払の必要ないものは、通常払としました。また、概算払を行う際には事業に必要な資金を要する時期に適切に支払いを行うように改善致しました。 ②　ご指摘のあった支払い遅延につきましては、概算払請求を受けた後、国や県の補助金が市に支払われるまで手続きを保留していたものです。今後、請求者の不利益とならないよう、概算払請求を受けた場合は速やかに支払い事務を行うよう、改善致します。

八市フ推第６７７号
平成３１年３月２８日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　フードバレー推進課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年１０月２２日　～　平成３０年１１月１４日

指摘事項	②やつしろＴＯＭＡＴＯフェスタ補助金の実績確認について、実績報告書の添付書類として領収書が提出されていたが、金額のみの記載となっており内容が不明なものがあった。また、他の事業補助金について補助対象経費が不明瞭なものがあった。 事業補助金は、関係要領等に基づき、補助対象経費の適否を十分に精査する必要がある。 今後は、補助金交付要領等で補助対象経費を明確にし、実績確認時に内容のわかる証拠書類の提出を求めるなど、補助対象経費の適否を十分に精査し、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。
改善内容	②やつしろＴＯＭＡＴＯフェスタ補助金について、平成３０年度の実績報告時には、補助対象経費であることが確認できる領収書等の証拠書類を提出いただきました。 また、八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金については、補助金交付要領に補助対象経費を明記するよう見直しを行いました。 補助金交付事務にあたっては、補助対象経費を明確にするとともに、実績報告時には内容の分かる証拠書類の提出を求め、補助対象経費の適否を精査するなど、補助金交付要領に基づき適正な事務処理を行います。

八市農地第７９８号
平成３１年３月２６日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　農地整備課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年１０月２２日　～　平成３０年１１月１４日

指摘事項	台湾なぎ等防除対策事業補助金交付要領で、補助対象経費の具体的な内容が定められておらず、交付された補助金額も、要領で定められた算出方法とは異なるものとなっていた。 事業補助金は、補助対象経費等について関係要領等において明確にする必要がある。 今後は、関係要領等において、補助対象経費、補助率などを明確に規定し、要領等に基づき、適正な補助金交付事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった台湾なぎ等防除対策事業補助金交付要領については、補助対象経費、補助率などを明確に規定するよう改正を行いました。

八 市 農 委 第 ７ ５ 号
平成３１年４月１０日

八代市監査委員　様

八代市農業委員会会長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　農業委員会事務局
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年１０月２２日　～　平成３０年１１月１４日

指摘事項	農業者年金普及推進活動協力者謝礼については、農業者年金の普及活動に実績のあった者に対し支払われているが、平成２９年度の支払いの内訳に平成２８年度実績分が含まれていた。 平成２８年度実績分は、地方自治法施行令の規定に基づく会計年度所属区分により、平成２８年度中に支払わなければならない。 　法令等を遵守し、適時適切な事務を行うようにしていただきたい。
改善内容	指摘のあった、会計年度内の支払いについては、平成 30 年度分から改善しました。(別紙資料参照) 　今後も会計年度内の支払いを徹底します。

八市健福泉第 303 号
平成３１年３月２９日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　健康福祉政策課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年１１月１９日　～　平成３０年１２月１７日

指摘事項	泉健康福祉地域事務所が行った下岳診療所和室クロス及び床他張替修繕の見積徴取について、小規模工事等契約希望者名簿に登録されていない２者が選定されており、不適正な業者選定となっていた。 この修繕については、執行予定額が５０万円以下であり、内容が軽易で小規模な工事であったため、小規模工事等契約希望者名簿から見積徴取を行うべきであった。 今後は、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な業者選定を行っていただきたい。
改善内容	下岳診療所和室クロス及び床他張替修繕については、ご指摘のとおり小規模工事等契約希望者名簿に登録されていない２者を選定しており、不適切な選定となっていました。執行予定額が５０万円以下の小規模な工事については、小規模工事等契約希望者名簿からの見積徴取を行うよう改善します。 また、今後は八代市契約規則及び「随意契約の手引」を遵守した事務執行を行います。

八 市 障 支 第 ３ ９ 号
平 成 ３ １ 年 ４ 月 ５ 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　障がい者支援課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年１１月１９日　～　平成３０年１２月１７日

指摘事項	重度心身障がい者医療費助成の過支給（５８名分）があったため、助成金返還請求が行われていた。過支給となったものについては、対象者に連絡を行い、戻入や支給との相殺で対応されていたが、支給誤り（未支給・過支給）が発生した場合、受給者に多大な迷惑をかけるとともに多くの追加事務が発生する。 誤りの原因を確認し、今後、同様の事例が発生しないように事務手続き、チェック方法の見直しを行い、マニュアル等の整備により、支給誤りの未然防止に努めていただきたい。 障がい者支援課では、他にも多くの助成金の給付があるため、それぞれに効率的で適正な助成金支給事務となるよう対策を検討していただきたい。
改善内容	原因として、平成２９年２月から同年５月までの社保対象者が申告する高額療養費の額の確認もれがありました。 同様の事例が発生しないよう、新たに作成した重度心身障がい者医療費助成申請書の受付から支給決定及び支給決定通知書発送までの全作業工程のチェックシートを用いて、平成３１年３月から各作業工程を２人で確認するよう、チェック体制を改善しました。 さらに、医療保険制度全般についての知識の習熟を図るため、課内研修を行います。 また、平成３１年３月までに、助成金として支払う事務を洗い出し、手順を再確認しました。

八 市 障 支 第 ３ ９ 号
平 成 ３ １ 年 ４ 月 ５ 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　障がい者支援課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３０年１１月１９日　～　平成３０年１２月１７日

指摘事項	熊本市で行われた研修会参加に係る旅費について、交通費のみが支給されていた。 この出張は「目的地が県内」かつ「移動手段が公用車以外」であるため、半日当の支給が必要である。 速やかに半日当の支給を行っていただきたい。また、今後は旅費の規定を確認し、適正に旅費の支給を行っていただきたい。
改善内容	熊本市で行われた研修会参加に係る旅費について、過年度分として半日当の支給を行いました。 今後は、旅費の規定を確認し、適正な旅費の支給を行います。

八 市 国 第 ３ ３ 号
平 成 ３ １ 年 ４ 月 ５ 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　国保ねんきん課
監査対象年度　　平成２９年度
監査実施期間　　平成３１年１月８日　～　平成３１年２月５日

指摘事項	①　平成２６年度分の一般被保険者返納金の不納欠損処分漏れについて、平成２８年度定期監査で適切に手続きを行うよう指導していたが、平成２９年度においても当該案件の不納欠損処分が行われていなかった。 不納欠損処分は適切な時期に行い、当該年度の決算に反映させなければならない。 状況を確認し、本年度において、記録を残した上で適切に処理を行うようにしていただきたい。 　歳入事務に関しては、会計課等の審査がなく、担当課において責任を持って事務を行うこととなる。課全体として、法令等の知識習得やマニュアルの整備等を行い、適切な事務が継続して行われるようにしていただきたい。
改善内容	①　ご指摘いただきました平成２６年度分の一般被保険者返納金の不納欠損処分漏れについて、過去の経緯、その後の交渉経緯を再確認いたしましたところ、地方自治法第 236 条の規定により既に時効が成立しておりますので、平成３０年度の調定に計上した上で、不納欠損処分の処理を行いました。 　今後は、平成２７年４月に定めております「国保ねんきん課で発生する債権の取扱い基準」に従い、個人債権管理台帳により債権管理を行うなど適切な事務に努めてまいります。